

# 第 1 編 総 説



# 1 沿革

- 平成15年4月 健康安全研究センターを設置。＊（都立衛生研究所、食品指導センター、食品指導センター多摩支所、中部薬事衛生事務所、東部薬事衛生事務所、薬用植物園、市場衛生検査所多摩6出張所を統合）
- 平成17年3月 広域監視部の東部薬事衛生事務所を廃止。
- 平成17年4月 広域監視部に医療機器監視課を設置。
- 平成18年4月 疫学情報室を設置。薬理研究科と病理研究科を統合して生体影響研究科を設置。
- 平成19年4月 広域監視部に建築物監視指導課を設置。多摩支所理化学研究科と微生物研究科を統合し食品衛生研究科とした。
- 平成20年4月 企画管理部の庶務課と計画調整課を統合して管理課とし、環境衛生研究科と水質研究科を統合して水質・環境研究科とした。
- 平成21年4月 水質・環境研究科を環境衛生研究科とした。これにより、健康安全研究センターは6部・1室・1支所、7課・13科(室)（広域監視部の4課、多摩支所の2課・1科を含む。）となった。
- 平成24年4月 企画管理部を企画調整部とし、健康安全部及び企画管理部の一部組織と疫学情報室を統合して企画調整部に健康危機管理情報課を設置。医薬品部と環境保健部を統合して薬事環境科学部を設置し、微量分析研究科を廃止。多摩支所を廃止し、広域監視課を広域監視部に統合して食品監視第二課とし、食品監視指導課を食品監視第一課とした。この再編整備により、健康安全研究センターは5部・1室、7課・9科となった。

## ＊〈参考〉

### 都立衛生研究所

昭和24年3月 昭和23年、厚生省から「地方衛生研究所に関する設置要綱」が通達されたことに伴い、以下の6衛生検査機関を統合して、都立衛生研究所を設置

（警視庁の細菌検査所・衛生検査所・獣疫検査所と東京市の衛生試験所、都の製薬研究所・血漿研究所）

昭和43年4月 立川出張所を多摩支所と改称

### 市場衛生検査所出張所

昭和46年1月 府中・武蔵調布・昭島・東久留米に市場衛生検査所出張所を設置

昭和48年4月 八王子に市場衛生検査所出張所を設置

昭和58年5月 多摩ニュータウンに市場衛生検査所出張所を設置

### 食品指導センター

昭和45年4月 公衆衛生部に食品監視課を設置するとともに食品機動監視班（10班）発足

平成2年8月 食品環境指導センターを設置

平成14年4月 食品環境指導センターを食品指導センターに改称

### 中部薬事衛生事務所・東部薬事衛生事務所

昭和50年4月 23区に衛生局薬務部薬事衛生課分室を設置

昭和57年4月 東部・南部・北部の3か所の薬事衛生事務所を設置

平成12年6月 南部と北部の薬事衛生事務所を統合し、中部薬事衛生事務所を設置

## 薬用植物園

- 昭和20年10月 世田谷区用賀町に薬用植物栽培場を設置
- 昭和21年4月 小平薬用植物栽培場を設置
- 昭和27年11月 世田谷区用賀町の薬用植物栽培場を小平市の薬用植物栽培場に統合
- 昭和32年4月 薬用植物栽培場を薬用植物園に改称

## 2 施設及び主要備品

### (1) 施設（令和5年4月1日現在）

#### ア 本 所

所在地	東京都新宿区百人町三丁目24番1号		
敷地面積	12,386.35 m <sup>2</sup>		
建物延床面積	本館	地下2階地上7階	17,940.90 m <sup>2</sup>
	別館	地下2階地上6階	10,022.97 m <sup>2</sup>
	附属棟	地上1階	246.50 m <sup>2</sup>
	計		28,210.37 m <sup>2</sup>

#### イ 薬用植物園

所在地	東京都小平市中島町21番1号		
敷地面積	31,398.04 m <sup>2</sup>		
建物延床面積	薬事資料館		336.78 m <sup>2</sup>
	研修室		149.32 m <sup>2</sup>
	温室（冷房室を含む）		418.04 m <sup>2</sup>
	収納舎		165.00 m <sup>2</sup>
	倉庫		3.70 m <sup>2</sup>
	休憩所		20.00 m <sup>2</sup>
	便所		42.00 m <sup>2</sup>
	計		1,134.84 m <sup>2</sup>

#### ウ 広域監視部食品監視第二課

所在地	東京都立川市柴崎町二丁目21番19号		
	東京都立川福祉保健庁舎4階		

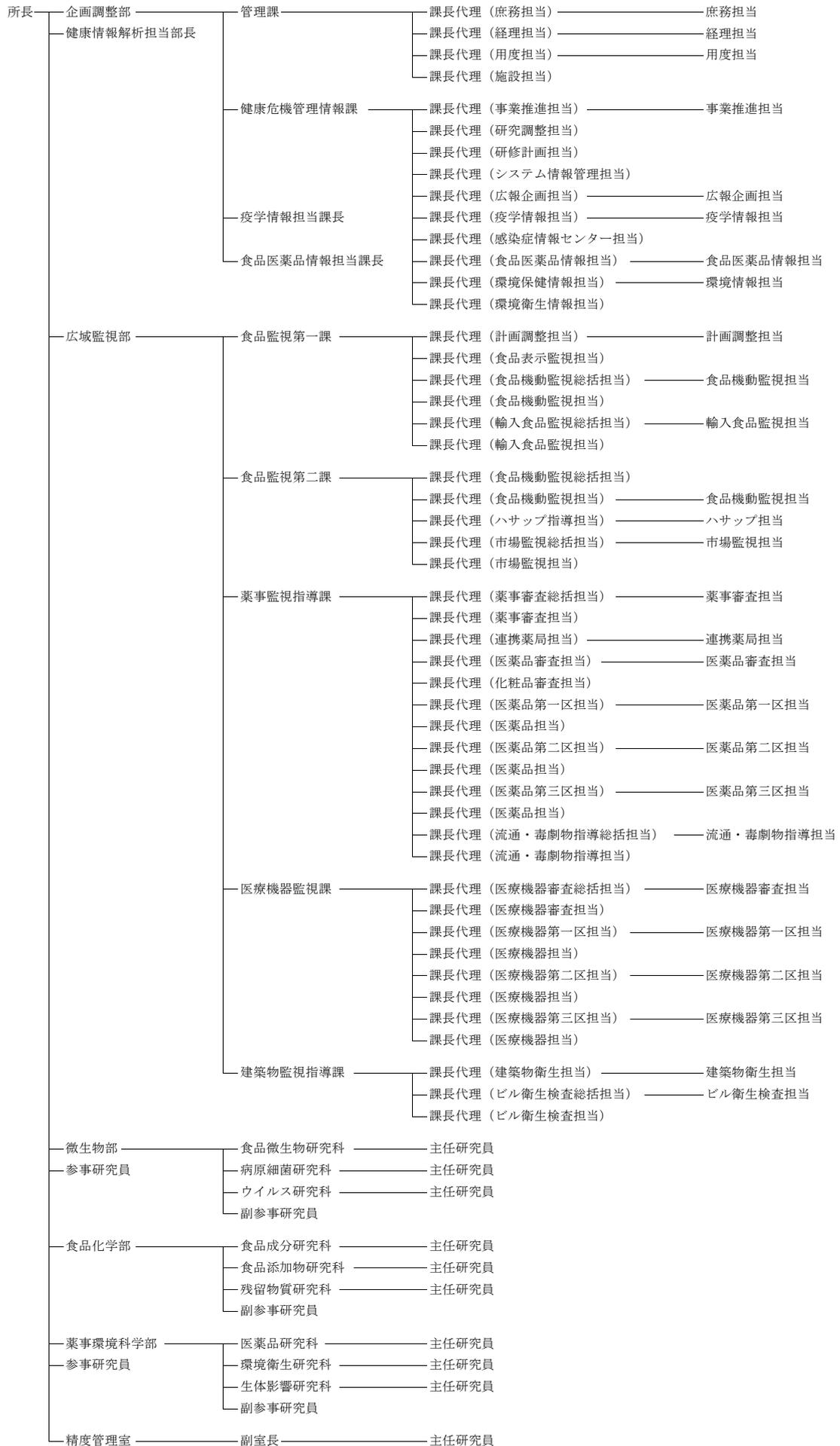
## (2) 主要備品

購入価格等が1,000万円以上の備品を掲載

令和 5年 4月 1日現在

品名	台数 (式)	研究科	内 訳		
			台数 (式)	備 品	リ ー ス
シーケンサー	1	中央機器室	1		R02
DNAシーケンサー	2	中央機器室	1		H27
		食品微生物研究科	1		R01
遺伝子解析装置	6	病原細菌研究科	2		H25 H25
		ウイルス研究科	4	H21	H29 R03 R04
リアルタイムPCRシステム	1	食品成分研究科	1		R02
リアルタイムPCR装置	7	ウイルス研究科	7	H21 R02 R02 R02 R02	H28 R01
ICP発光分光分析装置	1	中央機器室	1	H21	
X線回折装置	1	中央機器室	1		H19
アミノ酸分析機	1	中央機器室	1		R04
イオンクロマトグラフ	4	食品成分研究科	1		H28
		食品添加物研究科	1		R01
		医薬品研究科	1		H27
		環境衛生研究科	1		R04
核磁気共鳴装置	2	中央機器室	2		H16 H27
ガスクロマトグラフ	42	食品成分研究科	4		H24 H24 H24 R01
		食品添加物研究科	6		H21 H25 H26 H28 H29 R03
		残留物質研究科	14		H15 H21 H21 H21 H21 H24 H24 H28 H29 R01 R01 R03 R03 R04
		医薬品研究科	8		H23 H23 H25 H28 H29 H29 R03 R04
		環境衛生研究科	9	H19	H20 H23 H24 H26 H27 H29 R01 R04
		ケミカルハザード室	1		H20
蛍光X線分析装置	1	中央機器室	1		H30
ゲルマニウム半導体核種分析装置	4	食品成分研究科	3	H23 H24	H30
		環境衛生研究科	1	H23	
誘導結合プラズマ質量分析装置	1	環境衛生研究科	1		R02
高周波誘導結合プラズマ質量分析装置	1	中央機器室	1		R03
プロテオーム解析システム	1	中央機器室	1		H21
分光光度計	1	食品成分研究科	1		H24
原子吸光度計	1	食品添加物研究科	1		R04
モニタリングポスト	1	環境衛生研究科	1	H23	
液体クロマトグラフ	80	食品成分研究科	10		H24 H26 H27 H27 H29 H30 H30 R01 R02 R03
		食品添加物研究科	20		H21 H24 H24 H24 H25 H25 H27 H27 H27 H28 H28 H28 H29 H30 H30 H30 R01 R02 R03
		残留物質研究科	16		H18 H19 H20 H21 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H30 R01 R02 R02 R03
		医薬品研究科	24		H23 H23 H24 H24 H24 H25 H26 H26 H26 H27 H27 H28 H28 H28 H29 H30 H30 H30 H30 R01 R03 R03 R04 R04
		環境衛生研究科	5		H22 H24 H27 H27 R01
		中央機器室	5		H17 H25 H29 H30 R03
顕微鏡	3	中央機器室	3		H21 H21 R02
高分解能粒径分布測定装置	1	環境衛生研究科	1		H20
試料採取装置	1	環境衛生研究科	1	H20	
自動分析器	1	病原細菌研究科	1		H23
全自動凍結乾燥機	2	中央機器室	2		H19 H27
多項目自動血球分析装置	1	精度管理室	1		H30
自動血液凝固剤測定装置	1	精度管理室	1		H30
容量測定装置	2	医薬品研究科	2	H10	H26
溶出試験システム	1	医薬品研究科	1		H20
単結晶X線構造解析装置	1	医薬品研究科	1	H26	
生化学自動分析装置	1	精度管理室	1		H27
窒素分析装置	1	食品成分研究科	1		H29
微生物検索同定装置	1	食品微生物研究科	1		H29
フローサイトメーター	1	中央機器室	1		H29
超高速冷却遠心機	1	ウイルス研究科	1		H30
遺伝子塩基配列解析システム	1	環境衛生研究科	1		H30
自動分注装置	1	病原細菌研究科	1		R01
薬剤感受性検査判定装置	1	病原細菌研究科	1		R01
全自動EIA分析装置	1	ウイルス研究科	1		R03

### 3 組織（令和5年4月1日現在）



## 4 分掌事務

各部課（科）等の分掌事務（令和5年4月1日）は、次のとおりとする。

### (1) 企画調整部

#### ア 管理課

- (ア) センター所属職員の人事及び給与に関すること。
- (イ) センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- (ロ) センターの予算、決算及び会計に関すること。
- (ハ) センターの契約及び物品の管理に関すること。
- (ニ) センターの施設の維持管理に関すること。
- (ホ) センター内他の部、室及び課に属しないこと。

#### イ 健康危機管理情報課

- (ア) センターの事業運営に係る企画、調査及び進行管理並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (イ) 試験検査検体の受理及び成績書の発行に関すること。
- (ロ) センターの実施する研究に係る計画、進行管理、評価並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (ハ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る研修等の実施に関すること。
- (ニ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る広報及び普及啓発の実施に関すること。
- (ホ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る調査並びに情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (ヘ) 疫学的調査等に係る科学的及び技術的な支援に関すること。
- (ニ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に基づく基幹地方感染症情報センターに関すること。
- (ホ) 東京都食品安全情報評価委員会に関すること。
- (コ) 健康食品対策に関すること。
- (ケ) センターの情報処理システム及びネットワークに関すること。
- (セ) 公衆衛生及び健康危機管理に係る資料及び図書類の収集、管理、保存及び利用に関すること。

### (2) 広域監視部

#### ア 食品監視第一課

- (ア) 広域に流通する食品及び輸入食品等に対する監視指導等の業務計画の作成に関すること。
- (イ) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査及び物件の提出の要求に関すること(他の課に属するもの

を除く。)

(ウ) 輸入食品等に係る監視指導、収去、違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること。

(エ) 部内他の課に属しないこと。

#### イ 食品監視第二課

(ア) 広域に流通する食品等に係る監視指導、収去、検査及び違反食品の措置等並びに東京都食品安全条例に基づく報告の要求、調査、物件の提出の要求及び回収の報告に係る指導に関すること(他の課に属するものを除く。)

(イ) 特別区の区域外に存する東京都中央卸売市場、地方卸売市場(花き市場を除く。)及びこれと同種の事業を行う事業所(局長の指定するものに限る。)の施設内における衛生に関すること。

(ロ) 総合衛生管理製造過程の衛生管理に係る指導及び検査に関すること。

(ハ) 食品の輸出に係る適合施設に対する認定要件の適合確認及び指導に関すること。

#### ウ 薬事監視指導課

(ア) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。以下同じ。)、医薬部外品及び化粧品(以下「医薬品等」という。)製造販売業に係る許可、医薬品等製造業に係る許可及び登録、届出の受理、実査並びに監視指導等に関すること。

(イ) 再生医療等製品製造販売業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ロ) 再生医療等製品製造業に係る監視指導等に関すること。

(ハ) 医薬品及び医薬部外品適合性確認に係る申請の受理及び確認に関すること。

(ニ) 医薬品販売業(配置販売業及び卸売販売業に限る。以下同じ。)及び再生医療等製品販売業に係る許可、届出の受理、許可に係る実査及び監視指導等に関すること。

(ホ) 管理医療機器の販売業及び貸与業(医薬品販売業の店舗において併せて行う場合に限る。)に係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(ヘ) 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定、届出の受理並びに監視指導等に関すること。

(ト) 毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(チ) 特定毒物研究者の許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(リ) 特定毒物使用者の指定、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。

(ニ) 毒物及び劇物の業務上取扱者の監視指導等に関すること。

(ヒ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項の規定により向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされたものに係る届出の受理及び監視指導等に関すること。

(フ) 麻薬及び向精神薬取締法第五十条の二十六第一項ただし書の規定による別段の申出をした者に係る免許及び監視指導等に関すること。

- (セ) 健康食品の広告及び表示に係る相談に関すること。
- (ソ) 再生医療等製品製造販売業者及び再生医療等製品製造業者が行う再生医療等製品の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (タ) 医薬品等製造販売業者及び医薬品等製造業者が行う医薬品等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (チ) 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例に基づく医薬品販売業者への立入調査等に関すること。
- (ツ) その他薬事衛生に関すること。

## エ 医療機器監視課

- (ア) 医療機器及び体外診断用医薬品(以下「医療機器等」という。)製造販売業並びに医療機器修理業に係る許可、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (イ) 医療機器等製造業の登録、届出の受理、実査及び監視指導等に関すること。
- (ロ) 医療機器等の適合性調査に係る申請の受理及び調査に関すること。
- (ハ) 医療機器等製造販売業者、医療機器等製造業者及び医療機器修理業者が行う医療機器等の広告に係る相談及び監視指導に関すること。
- (ニ) その他薬事衛生に関すること(他の課に属するものを除く。)

## オ 建築物監視指導課

- (ア) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録に関すること。
- (イ) 特定建築物に対する立入検査等及び指導に関すること。
- (ロ) 特定建築物以外の建築物の維持管理について環境衛生上の必要な指導に関すること。

# (3) 微生物部

## ア 食品微生物研究科

- (ア) 食中毒及び腸内病原菌類の微生物学的研究に関すること。
- (イ) 食品、食品容器、調理器具等の微生物学的研究に関すること。
- (ロ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関すること。
- (ハ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)

## イ 病原細菌研究科

- (ア) 呼吸器系細菌感染症の研究に関すること。
- (イ) 薬剤耐性菌感染症に関すること。
- (ロ) 狂犬病及び動物由来感染症の研究に関すること。
- (ハ) 性感染症の研究に関すること。
- (ニ) 寄生虫及び原虫の研究に関すること。
- (ホ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

## ウ ウイルス研究科

- (ア) ウイルス、リケッチア等の研究に関する事。
- (イ) 前号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

## (4) 食品化学部

### ア 食品成分研究科

- (ア) 食品等の衛生化学的研究に関する事(他の部及び研究科に属するものを除く。)
- (イ) 遺伝子組換え食品等の研究に関する事。
- (ウ) 保健機能食品等の研究に関する事。
- (エ) 栄養表示食品、特別用途食品等の研究に関する事。
- (オ) 食中毒の理化学的研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

### イ 食品添加物研究科

- (ア) 食品添加物の研究に関する事。
- (イ) 食品用器具、容器包装、おもちゃ及び食品用洗浄剤の研究に関する事。
- (ウ) 前二号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

### ウ 残留物質研究科

- (ア) 食品等に残留している農薬の研究に関する事。
- (イ) 食品等に残留している動物用医薬品の研究に関する事。
- (ウ) 食品等に残留しているダイオキシン類その他の有害化学物質の研究に関する事。
- (エ) 前三号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

## (5) 薬事環境科学部

### ア 医薬品研究科

- (ア) 医薬品等及び医療機器等の研究に関する事。
- (イ) 生薬の研究並びに薬用植物及び規制植物等の研究、栽培及び啓発等に関する事。
- (ウ) 毒物及び劇物の研究に関する事。
- (エ) 家庭用品の研究に関する事。
- (オ) 規制薬物等の研究に関する事。
- (カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関する事。

### イ 環境衛生研究科

- (ア) 環境衛生学的研究に関する事。
- (イ) 衛生動物の研究に関する事。
- (ウ) 一般飲料水、プール水及び浴場水の衛生学的研究に関する事。
- (エ) 工業用水、下水、廃水及び放流水の衛生学的研究に関する事。
- (オ) 河川水、汽水、海水、湖沼水及び温泉水の衛生学的研究に関する事。

(カ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

#### ウ 生体影響研究科

(ア) 食品添加物、医薬品等の生体影響に関する薬理学的及び病理学的研究に関すること。

(イ) 環境に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(ウ) 有害化学物質に係る健康影響の衛生学的及び病理学的研究に関すること。

(エ) 前各号に規定する事項の試験及び検査に関すること。

(オ) 実験動物の適正飼養、適正管理に関すること(他の部に属するものを除く。)

### (6) 精度管理室

ア 製品検査の信頼性の確保に関すること。

イ 検査における精度管理調査に関すること。

ウ 前二号に規定する事項の研究に関すること。

## 5 職員定数（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

職 種 名 部 課(科・室) 名		一 般 事 務	電 気	環 境 検 査	農 業 技 術	獸 医	衛 生 監 視	理 工 技 術	医 師	薬 劑			臨 床 検 査	栄 養 士	保 健 師	合 計
										調 剤	監 視	小 計				
企 画 調 整 部	管 理 課	17	1						1							19
	健康危機管理情報課	12				1	6		3		5	5			5	32
広 域 監 視 部	食 品 監 視 第 一 課					1	23									24
	食 品 監 視 第 二 課	1				1	15									17
	薬 事 監 視 指 導 課										37	37				37
	医 療 機 器 監 視 課										23	23				23
	建 築 物 監 視 指 導 課						16									16
微 生 物 部	食 品 微 生 物 研 究 科			1		9	7		1		6	6	2			26
	病 原 細 菌 研 究 科			1		4	1		1		3	3	2			12
	ウ イ ル ス 研 究 科			2		6	2				4	4	2			16
食 品 化 学 部	食 品 成 分 研 究 科			7		1	3			2	8	10		1		22
	食 品 添 加 物 研 究 科			5		1	3			2	15	17				26
	残 留 物 質 研 究 科			2		2	2	2		1	16	17				25
薬 事 環 境 科 学 部	医 薬 品 研 究 科 (薬用植物園を含む)			1	1		2			1	20	21				25
	環 境 衛 生 研 究 科			10		1	7		1		2	2				21
	生 体 影 響 研 究 科					4	3		1		4	4				12
精 度 管 理 室						2	3						1			6
合 計		30	1	29	1	33	93	2	8	6	143	149	7	1	5	359

## 6 予算及び決算

### (1) 歳出

(単位：千円)

科	目	令和4年度	令和4年度	令和5年度	増△減	備考	
款	項	節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
	合	計	2,787,128	2,536,107	3,034,397	247,270	
	福	社 保 健 費	2,787,128	2,536,107	3,034,397	247,270	
		福 社 保 健 管 理 費	4,145	3,270	2,154	△ 1,991	
		管 理 費	4,145	3,270	2,154	△ 1,991	
		報 償 費	1,584	1,584	1,584	0	
		旅 費	300	91	120	△ 180	
		普 通 旅 費	300	91	120	△ 180	
		一 般 需 用 費	2,261	1,595	450	△ 1,811	
		健 康 安 全 費	2,739,151	2,493,659	2,800,865	61,714	
		管 理 費	3,037	2,010	2,765	△ 272	
		普 通 旅 費	52	29	52	0	
		一 般 需 用 費	2,532	1,801	2,532	0	
		役 務 費	165	40	110	△ 55	
		使 用 料 及 賃 借 料	288	140	71	△ 217	
		健康安全研究センター費	2,222,976	2,048,650	2,283,285	60,309	
		共 済 費	2,385	2,245		△ 2,385	令和5年度から総務局移管
		報 酬	208,796	194,371	207,603	△ 1,193	
		報 償 費	1,191	621	1,191	0	
		旅 費	6,642	3,771	6,613	△ 29	
		普 通 旅 費	6,481	3,705	6,452	△ 29	
		特 別 旅 費	161	66	161	0	
		需 用 費	857,313	779,557	802,065	△ 55,248	
		光 熱 水 費	484,570	456,575	435,462	△ 49,108	
		一 般 需 用 費	372,743	322,982	366,603	△ 6,140	
		役 務 費	41,429	29,538	42,154	725	
		委 託 料	592,047	563,231	705,444	113,397	
		使 用 料 及 賃 借 料	412,524	382,378	404,134	△ 8,390	
		工 事 請 負 費	10,092	7,752	10,092	0	
		原 材 料 費	270	0	270	0	
		備 品 購 入 費	88,293	83,367	101,512	13,219	
		負 担 金 補 助 及 交 付 金	1,994	1,819	2,207	213	
		食 品 保 健 費	130,532	114,106	125,607	△ 4,925	
		報 酬	1,834	1,391	1,153	△ 681	
		共 済 費	67	66	0	△ 67	
		報 償 費	1,114	700	1,114	0	
		旅 費	979	330	432	△ 547	
		普 通 旅 費	879	326	232	△ 647	
		特 別 旅 費	100	3	200	100	
		一 般 需 用 費	47,573	44,898	48,073	500	
		役 務 費	2,953	2,423	2,851	△ 102	
		委 託 料	12,298	10,253	12,298	0	
		使 用 料 及 賃 借 料	52,226	43,169	52,226	0	
		備 品 購 入 費	11,368	10,867	7,340	△ 4,028	
		負 担 金 補 助 及 交 付 金	120	9	120	0	
		薬 務 費	71,681	60,038	75,018	3,337	
		報 酬	3,288	2,310	3,288	0	
		報 償 費	61	12	61	0	
		旅 費	1,737	921	3,458	1,721	
		普 通 旅 費	1,650	899	3,373	1,723	
		特 別 旅 費	87	23	85	△ 2	
		一 般 需 用 費	25,741	21,048	25,741	0	
		役 務 費	3,944	2,194	4,777	833	
		委 託 料	20,363	19,275	20,363	0	
		使 用 料 及 賃 借 料	9,807	8,263	15,944	6,137	
		備 品 購 入 費	5,354	5,029	0	△ 5,354	
		負 担 金 補 助 及 交 付 金	1,386	986	1,386	0	

(単位：千円)

科 目			令和4年度	令和4年度	令和5年度	増△減	備 考
款	項	節	予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
		生活環境費	85,780	70,351	82,725	△ 3,055	
		共済費	35	34	0	△ 35	
		報償費	1,426	793	1,426	0	
		旅費	773	276	327	△ 446	
		普通旅費	773	276	327	△ 446	
		一般需用費	25,821	22,745	26,213	392	
		役務費	5,504	5,470	5,450	△ 54	
		委託料	46,399	36,186	46,687	288	
		使用料及賃借料	1,502	1,198	1,502	0	
		備品購入費	4,320	3,649	1,120	△ 3,200	
		感染症対策費	225,145	198,504	231,465	6,320	
		報酬	5,148	5,144	0	△ 5,148	
		普通旅費	50	0	114	64	
		一般需用費	169,793	158,621	184,251	14,458	
		役務費	7,420	2,021	6,813	△ 607	
		委託料	39,314	31,029	39,314	0	
		使用料及賃借料	389	381	383	△ 6	
		備品購入費	2,731	1,218	300	△ 2,431	
		負担金補助及交付金	300	90	290	△ 10	
		医療政策費	26,365	23,065	22,634	△ 3,731	
		医療政策費	26,365	23,065	22,634	△ 3,731	
		報酬	218	217	218	0	
		報償費	849	296	849	0	
		一般需用費	12,030	11,102	8,304	△ 3,726	
		役務費	61	49	56	△ 5	
		委託料	7,548	7,458	7,548	0	
		使用料及賃借料	5,327	3,785	5,327	0	
		備品購入費	332	160	332	0	
		施設整備費	17,467	16,113	208,744	191,277	
		社会福祉施設等整備費	17,467	16,113	208,744	191,277	
		一般需用費	0	0	28,640	28,640	
		委託料	2,286	1,100	20,255	17,969	
		工事請負費	15,181	15,013	159,849	144,668	

注：人件費・手当等は含まない（健康安全部で計上）。

## (2) 歳入

(単位：千円)

款		令和4年度	令和4年度	令和5年度	増△減	備 考
		予算額(A)	決算額	予算額(B)	(B - A)	
特定財源	合計	550,326	276,900	547,863	△ 2,463	
	使用料及手数料	493,477	224,334	506,164	12,687	
	国庫支出金	41,772	41,330	26,622	△ 15,150	
	諸収入	15,077	11,236	15,077	0	

注：使用料及手数料のうち、エイズ・性感染症検査手数料は健康安全部で計上

また、使用料及手数料の予算額は切分けが困難なため、健康安全部及び都保健所で計上されるものも含む。

